

令和2年第2回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

- | | | | |
|--------------|------------------------|--------------|--|
| 1. 開催日時 | 令和2年 6月18日 | 西予市民病院事務長補佐 | 竹内 寿男 |
| 1. 開催場所 | 西予市議会第3委員会室 | 西予市民病院係長 | 稲葉 和司 |
| 1. 開 会 | 令和2年 6月18日
午前 8時56分 | | |
| 1. 閉 会 | 令和2年 6月18日
午前11時58分 | 1. 出席議会事務局職員 | |
| | | 書記 | 三好 祐介 |
| 1. 出席委員 | | | |
| 委員長 | 二宮 一朗 | | |
| 副委員長 | 和気 数男 | | |
| 委員 | 佐藤 恒夫 | | |
| 委員 | 山本 英明 | | |
| 委員 | 中村 敬治 | | |
| 委員 | 酒井 宇之吉 | | |
| 1. 欠席委員 | | | |
| | なし | | |
| 1. 出席説明員 | | | |
| 生活福祉部長 | | 議案第74号 | 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 兼福祉事務所長 | 藤井 兼人 | 議案第75号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 医療介護部長 | 山岡 薫彦 | 議案第76号 | 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 人権啓発課長 | 山下 一彦 | 議案第77号 | 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 環境衛生課長 | 兵頭 章夫 | 議案第78号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について |
| 市民課長 | 松本 豊和 | 議案第79号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 健康づくり推進課長 | 沖村 智 | 議案第87号 | 令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号) |
| 福祉課長 | 池田 いずみ | 議案第88号 | 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 長寿介護課長 | 宇都宮 積矢 | 議案第89号 | 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 子育て支援課長 | 松田 禎子 | 議案第91号 | 令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第2号) |
| 西予市民病院事務長 | 大塚 進二 | | |
| 野村病院事務長 | 松末 博 | | |
| 人権啓発課長補佐 | 森本 裕恵 | | |
| 環境衛生課長補佐 | 大塚 義導 | | |
| 市民課長補佐 | 梶田 寿美子 | | |
| 市民課係長 | 二宮 夕子 | | |
| 市民課係長 | 西村 由起 | | |
| 健康づくり推進課長補佐 | 井上 理恵 | | |
| 健康づくり推進課保健師長 | 宇都宮 弥生 | | |
| 健康づくり推進課係長 | 土居 靖史 | | |
| 福祉課長補佐 | 大野本 敦 | | |
| 福祉課係長 | 梶原 健司 | | |
| 長寿介護課長補佐 | 信宮 佳子 | | |
| 長寿介護課係長 | 柴田 直樹 | | |
| 長寿介護課係長 | 野本 伸治 | | |
| 子育て支援課長補佐 | 宇都宮 博 | | |
| 子育て支援課係長 | 清家 亮 | | |
| 医療対策室長 | 亀岡 敦志 | | |

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前8時56分

○和氣副委員長

これより令和2年第2回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

開会にあたり委員長より挨拶があります。

○二宮委員長

委員長が挨拶を行う。

○和氣副委員長

次に、藤井生活福祉部長より挨拶をよろしくお願いたします。

○藤井生活福祉部長

藤井生活福祉部長が挨拶を行う。

○和氣副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際には、委員長の許可を得て発言をしてください。

また、委員会室への携帯電話の持ち込みはご遠慮ください。

これより先の進行は委員長が行います。

【生活福祉部】

【人権啓発課】

○二宮委員長

それではこれより本日の会議を開きます。

まず議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」人権啓発課所管分を議題といたします。

山下課長の説明を求めます。

○山下人権啓発課長

それでは、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち、人権啓発課所管分につきまして、補正予算書に基づきご説明申し上げます。

今回の補正予算は会計年度任用職員給与費のみの計上となります。

補正予算書の23ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、7目人権対策費2076万円を1391万1000円増額し3467万1000円とするものです。

今回の補正額1391万1000円のうち、事業概要欄のとおり、会計年度任用職員、一般事務職でございますが、の時間外勤務手当23万8000円を増額するものでございます。

当人権啓発課は4月から新設された部署でございます。正職員が3名、パートタイムの会計年

度任用職員6時間勤務が1名、それと人権啓発指導員、週3日勤務の会計年度任用職員が1名の5名体制でございます。人権啓発課の所管しております事務は、生活福祉部市民課の旧人権対策室が所管しておりました人権対策事業、教育委員会生涯学習課が所管しておりました人権教育事業、そして、男女共同参画室の事務の一部を所管しております。

そのうち人権教育事務の経験職員が1名いるものの、人権対策事務の経験者は会計年度任用職員1名のみであるため、当課が所管する事務を円滑に進めるため、6時間勤務の会計年度任用職員に対し、7月からの1日当たり1時間の時間外勤務手当23万8000円を計上させていただいております。

なお、職員給与費1367万3000円につきましては、人権啓発課の人員が確定したことによる給料、手当等でありますが、総務課の所管となりますので詳細な説明は省略とさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○二宮委員長

山下課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

今回コロナの関係で、シトラスリボンのプロジェクトをやっておりますのが、パンフレットを見ますと人権啓発課が主体でやっておるということで、ますますこれからもしっかりと進めていかなければいけない事業だと私は思います。

今回の中でもこのパンフレットの作成費とかそういうものが総務課と連携しているようなことがうかがえます。現実には人権啓発課がこれからも継続的にやるべきではないかと思えます。先般の一般質問でも私言いましたように、明治の頃に赤痢ができて、避病舎ができて、差別と区別がずっと人権的なものが発生しておりまして、今それを知ってる人が議員の中でももう3、4人しかいないというような現状です。日本の政治がこのように忌み嫌うようなものをなくしていったことが今回のコロナ対策の少し病院崩壊の対応がおこなわれていると思えます。いろんなことを含めまして、このシトラスリボンプロジェクトというもの

を、人権啓発課の中で予算化して、しっかりと人権、差別、区別をそのようなものをなくしていくような運動を取り組む気構えはございませんか。

○山下人権啓発課長

ただいま酒井委員からご質問のありましたシトラスリボン運動につきましては、松山の市民団体が発祥となっております、伊予市等を初め県内において運動が始まっているところでございます。

西予市もこちらの運動に賛同いたしまして、今回チラシ等を作成いたしまして、この運動を広めていこうと考えているところでございます。今度19日の区長便におきまして全戸配布をする予定としております。

なお、酒井委員が言われました予算につきましては、今回人権教育協議会西予支部という組織がございますが、そちらから支出をさせていただいております。そのほか、今のところポスターとか団体のほうから寄附をいただいておりますので、当面はそちらで対応していく考えでございます。

○酒井委員

議会の中でも議員の中でも、これが非常にすばらしいなという意見が出ておまして、それを追加の注文をしたいということになりましても、シルクの生糸ができないようなことでございますけれども、新居浜とかでは、結婚式の引き出物にするひもを使ってやってるとか、いろんなところがあります。

だから西予市の売りをするためにも、西予市ではこういう形のもので、生糸でやってるよというものをしっかりと植えてできるように、なければ買いたいという人もおるようでございますので、そのあたりのものをこれからも考えていくように、この人権の問題は触れたくなくて、そして触れなければいけないということがずっと歴史的に続いておりますので、このコロナの関係でそういうものの現象が出てる以上は、しっかりと取り組むようにしていただきたいと思いますが部長どうですか。

○藤井生活福祉部長

酒井委員ご提言ありがとうございます。

現在もシルク担当の産業部と連携をいたしまして取り組んでおります。課長が申しましたように全戸配布をさせていただいて、私もつけておりますが、この生糸でやるやつはやはり高いというこ

ともございますので、そのリーフレットには、身近なものでこういう形のリボンがつかれるように、作り方についても掲載をさせていただいて、いろいろなものを使ってシトラスリボンをつくっていただくように啓発をさせていただいて、市民の間でもこの輪が広がるように、今後も人権啓発課を中心に取り組んでまいりたいと思います。

議員の皆様もご協力をいただいたらと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○酒井委員

ちなみに森本課長補佐のは自分でつくられたのかお尋ねしたいと思います。

○森本人権啓発課課長補佐

けさほどちょっと慌ててつくったんですけども、人権啓発課では不要になったというか、プレゼントでいただいたリボンとかそういうのを使いまして、きょう課長以下の方にもつけていただきたいので、こういったリボンを人権啓発課で作りましてきょうつけていただこうと思っております。

○二宮委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結したいと思います。

お諮りいたします。

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」の人権啓発課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会では原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時12分)

【環境衛生課】

○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時16分)

次に、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」環境衛生課所管分を議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭環境衛生課長

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予

算（第4号）」環境衛生課所管分について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正予算は歳出のみの計上となります。

予算書28ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費の5億4689万9000円を27万2000円増額し5億4717万1000円とするものです。

内容としましては、環境衛生課所管の会計年度任用職員給与費を27万2000円増額するもので、内訳は、実採用者に伴う給与の調整にて、野村クリーンセンター任用職員の報酬及び社会保険料の増額、城川清掃センター任用職員の報酬と特殊勤務手当の増額及び社会保険料の減額となります。

なお、正職員の職員給与費につきましては総務課所管となりますので説明を省略させていただきます。

以上で、環境衛生課所管分の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○二宮委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

委員長許可をいただきたいんですが、一昨日の一般質問の中で出ましたごみステーションの問題について、もう少し詳しく私のほうで知りたいと思っておるんですが質問の許可を願います。

○二宮委員長

許可いたします。

○酒井委員

一般質問の中では、ステーションの数それぞれありまして、ステーションの実態に合わないのではないかという形のようなご意見だったと思います。そしてまた、高校生との議会との高校生議会というのをやりまして、その中にも野村高校からステーションのあり方について提言がなされました。

そのあたりについて、これからステーションの人口構造が変わる、人口形態が変わる、高齢化率が高くなって、その中でごみの出しにくいいろんな地区が出てくる。実態調査、これは、地域からこの場所にとすることで始まっております。ただし、先般も私の地区で、これが非常に近所の人からやって、その地区の大きな問題になって、そし

て何とか解決は済みましたがでも満足している解決じゃないんです。そのあたりを調査しながら、生活様式が変わり、人口構造が変わってる以上は、今までの規制でやるのはいかがかと。やはり行政指導で多少なりとも踏み入れてやるべきじゃないかと思うんですがいかがでしょう。

○兵頭環境衛生課長

おっしゃるとおり、ごみステーションについてはいろんな問題を抱えているということは承知しております。この西予市は面積が広く人家も点在しているところも多くありますので、どうしてもステーションに近い住民、また遠い住民、一番遠いところでは2キロ離れているということも聞きます。これはどうしても地域の実情に応じた中で発生している問題ではありますが、答弁でも部長が申し上げましたように約2億1000万円の収集運搬費が現在かかっている状況です。これは量というよりは、収集の距離、時間、それにかかわる人員、そういうのをトータルして計算して出しております。どうしてもその距離が、1カ所増やすぐらいでしたら大したことはないんですが、同じような条件のところがたくさん、もちろん山間部に多いんですが、宇和町にも三瓶も明浜にも存在する場合がございます。その1カ所を認めることによって、じゃあここもここもとなっていった場合に、その収集運搬費用がどこまで膨らむのか、それのところはまだちょっと具体的に計算等ができていない状況です。

ただ本当に困っておられる案件もありますので、答弁でも申し上げましたように、個々の条件をまずは精査しながら、どこに問題があるのかをしながら、特に集合住宅が新たにできるとか、今既存のステーションがもうどうしてもいっぱいであふれてしまって困っているとか、そういうものに関しては早急に対応する必要がありますので増設・新設を検討しますが、どうしても足がちょっと弱いからというのに関しましては、二宮議員が一般質問でもしていただいたようにふれあい収集事業というのがあります。これは世帯まで直接取りに伺います。こちらのほうが、たとえ近くにステーションをつけてもそこまで持って行けない人もいますので、理にかなっているのではないかと考えておりますので、一応そういうふうに個々の状況に対応しながら検討させていただいているのが現状です。

ただ全般的にそのステーションの設置基準というのがあるませんので、これについては現在支所も含めて、今後どういうふうな基準がいいのかというのはちょっと検討を始めているところがございます。

○酒井委員

これ分別から始まって、三好市長のときに減量作戦をやりまして分別をやりました。やった時点で分別するエネルギーを市民や区民がするという事になったんです。隣の宇和島市は、分別のエネルギーは市のほうでやってるわけです。そのあたりのエネルギーをどこに持って行って、そのおかげで財源が1億円減ったと当時喜んでおりましたけれども、そのかわり逆に言ったら、運搬業務の経費が高くなっていることも事実なんです。車縦が違いますから。そういうものも考えて、もう一度トータル的な形で、ごみステーションも含めて、何らかの形で、高齢化社会の中でちょっとごみを出すにしても、なかなかエネルギーが要ってる西予市、そして分別のエネルギーが要ってる西予市、分別が要らなくて、それを財政負担しながら分別を行政側や業者がしてる市町村もあるということ踏まえて、しっかりと高齢化社会の中で、何らサービスができるようにしていただきたいなと思います。

○藤井生活福祉部長

酒井委員のおっしゃるとおりでございますので、今後そういうところも含めて、また、市議が一般質問されてましたように、これからは自助、共助、そして、そこへ公助ということで、そういったところ踏まえて、今後検討をさせていただきたいと思います。

○酒井委員

もう1点一般質問の回答した中でお尋ねしたいんですが、宇都宮俊文議員が質問した生ごみの。7月1日からレジ袋が有料になります。現在各スーパーで80%ぐらいが有料化を使わないというようなデータが出ておるようでございますけれども、このあたりから鑑みますと海に捨てるものについて、今後前向きに考えるというような答弁ではございましたが、今試験的に瀬戸内海のほうでいろんなところがやってるようでございます。もちろん話にありましたように、広島がきには、有機の肥料をまいて、プランクトンを増やして広島がきのえさにしてるというようなところもありま

すので、そのあたりは、一般質問のときに、部長答弁したように記憶があるんですが、産業部でしたか、どなたか答弁したような記憶があるんですがこの件についてはどう考えますか。

○二宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時25分)

○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時29分)

○藤井生活福祉部長

燃えるごみ等の海への廃棄と申しますか、そういうことは市としては認めておりません。生ごみにつきましては水分をよく切っていただいて、燃えるごみとして出していただくようお願いいたします。

○二宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」の環境衛生課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時30分)

【市民課】

○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時35分)

次に、議案第74号「西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松本課長の説明を求めます。

○松本市民課長

それでは議案第74号「西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルスに感染した後期高齢者医療にかかる被用者等の療養中の生活を保障するため、愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正された

ことによるものであります。

主な内容としましては、市が行う後期高齢者医療の事務に新型コロナウイルスに感染した被用者等の傷病手当金の支給に係る申請書の受け付けに関する事務を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。施行期日は公布の日からとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○二宮委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第74号「西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」市民課所管分及び議案第88号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の2件を一括議題といたします。

松本課長の説明を求めます。

○松本市民課長

それでは、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」の市民課所管分につきまして、補正予算に基づきご説明を申し上げます。

補正予算の19ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。

歳出からご説明いたします。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額700万4000円の増額補正のうち、市民課所管分は、会計年度任用職員の確定と市民課職員の産前産後休暇に伴う住民基本台帳管理事業で、会計年度任用職員給与費を92万3000円の増額、会計年

度任用職員の確定に伴うマイナンバーカード交付事業で、会計年度任用職員給与費を17万6000円の減額、合計74万7000円を増額調整するものであります。

続きまして、21ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1151万円の減額補正のうち、市民課所管分は、27節繰出金、国民健康保険特別会計事業勘定繰出事業で684万6000円の減額補正でございます。この繰り出し事業につきましては、国民健康保険特別会計補正予算でご説明をさせていただきます。

続きまして、22ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金事務費、補正額52万円の減額補正でございます。会計年度任用職員の確定に伴い、会計年度任用職員給与費を減額調整するものであります。

続きまして、26ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額1067万8000円の増額補正のうち、市民課所管分は、27節繰出金、診療所勘定繰出事業で310万円の増額補正でございます。この繰り出し事業につきましても、国民健康保険特別会計診療施設勘定会計補正予算でご説明をさせていただきます。

続きまして、10ページをごらんください。

13款国庫支出金、3項委託金、2目民生費委託金、補正額13万2000円の増額補正でございます。年金生活者支援給付金制度における所得世帯情報の照会の対象者見直しに伴う国民年金システムの改修委託料に係る費用分について、年金生活者支援給付金支給事務費委託金を増額するものであります。なお、歳出につきましては政策推進課情報推進室の電算システム開発導入事業に計上しております。全額国の委託金でございます。

以上で、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」の市民課所管分のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第88号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」につきまして、補正予算に基づきご説明を申し上げます。

補正予算の8ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。

歳出からご説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額684万6000円の減額補正でございます。本庁市民課、税務課、明浜・城川生活福祉課職員の人事異動に伴う職員給与費の調整に係るものであります。

7ページをごらんください。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、職員給与費等繰入金として、歳出684万6000円の減額補正と同額を予算計上させていただきました。これで事業勘定補正予算についてのご説明とさせていただきます。

引き続きまして、診療施設勘定会計歳入歳出補正予算についてご説明を申し上げます。

補正予算書の14ページをごらんください。

歳出からご説明をいたします。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額310万円の増額補正でございます。二及診療所職員給与費を扶養手当等の変更に伴い39万7000円の増額、土居診療所医師の診療業務委託料を通勤手当相当分として84万円の増額、会計年度任用職員の確定に伴い、会計年度任用職員給与費を186万3000円の増額、合計310万円を増額調整するものであります。

13ページをごらんください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、人件費等の繰入金として、歳出310万円の増額補正と同額を予算計上させていただきました。

以上で、議案第88号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてのご説明とさせていただきます。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○二宮委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより本件2件に関する一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山本委員

小さなことで申しわけないんですけど、19ページの総務費の会計年度任用職員給与費の92万3000円の増額なんですけど、ちなみに何名分ぐらいでこの程度になるんでしょうか。

○松本市民課長

基本台帳管理事業が4名分、マイナンバーカード交付事業の1名分の5名分です。

○二宮委員長

ほかにごございませんか。

○酒井委員

マイナンバーの関係ですが、今回のコロナの10万円の申請で、このマイナンバーを使って申請した方は何%ぐらいあるかわかりますか。

○松本市民課長

申請は総務課でありまして、私のほうでは情報をつかんでおりません。

○酒井委員

コロナによってマイナンバーを申請する人が結構全国におられたんですよ。西予市にはその傾向が見られたのかどうかという点と、そして現在何%になって、全国何位になっておりますか。大平さんがおられたときには、マイナンバー全国一になろうという運動をしたんですけども、大体火が消えてしまっておりますので、どのあたりまで今努力してるのかなということが知りたいわけでございます。

○松本市民課長

特別定額給付金の関係で、マイナンバー申請は多くなりました。ふだんの多分2倍から3倍の申請がありました。

今現在のマイナンバーですけど、愛媛県内では1番ということで23.70%、5月1日現在で、全国では43番目、特別区・市の場合は22番目になってます。

○酒井委員

聞くところによると職員の方や議員の方もまだとられてない方がおられますんで、そのあたりもまだまだ啓蒙していただきたいと思います。誰彼というわけにもまいりませんので、そのあたりは、マイナンバーの当時日本一になろうぜという大きな声を上げたわけでございますので、新しい議員になられた方も、そして新しい職員になられた方もマイナンバーを取得するように指導していただきたいなと思います。

○松本市民課長

職員はまた総務課と十分協議して促進のほう努めます。

○二宮委員長

ほかにごございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まずは議案第87号についてお諮りをいたします。

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」市民課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第88号をお諮りいたします。

議案第88号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時49分）

【健康づくり推進課】

○二宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時55分）

次に、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」健康づくり推進課所管分を議題といたします。

沖村課長の説明を求めます。

○沖村健康づくり推進課長

それでは、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち、健康づくり推進課所管分の補正予算につきまして、予算書に基づきご説明申し上げます。

今回は歳出のみとなっております。予算書26ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費のうち、本課の関係は、事業概要、会計年度任用職員給与費119万5000円の増額及び、27ページの職員給与費（保健衛生総務費）580万円の減額補正でございますが、職員給与費については人事異動に伴うものであり説明を省略させていただきます。

会計年度任用職員給与費119万5000円の増額補正につきましては、一般事務会計年度任用職員2人が確定したことによる人件費の減額及び本年3月末から産前休暇を取得した保健師1人の業務を産休代替保健師として会計年度任用職員を募集し対応する費用で、主に報酬及び社会保険料等の人件費でございます。

続きまして、27ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費のうち、事業概要、保健推進員事業110万3000円の減額補正は、本事業の廃止に伴うものでございます。

本事業は、西予市発足時に市内全域でスタートし、保健推進員には、保健行政と地域のパイプ役として、健診申込書の配布・回収、受診勧奨や研修活動などにかかわっていただきました。しかしながら近年の地域環境の変化を初め、推進員を取り巻くさまざまな課題が顕在化していたことから事業及び制度存続について検討を続けてきたところです。昨年度、市内各地区の保健推進委員会において経緯を説明し、推進員の意見を聞くなどして、2回にわたってアンケート調査を実施いたしました。その結果、約7割の方が廃止の意向を示されたことから、理事者との協議の上、事業廃止としたものでございます。

今後につきましては、保健推進員の役割を保健行政が保健事業等を通じて、機能補完をしてまいりたいと考えております。

本件については、事業方針の結論が当初予算作成までに間に合わず、今回の減額補正となりましたこと大変申しわけございませんでした。

以上、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」健康づくり推進課所管分の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○二宮委員長

沖村課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○佐藤委員

先ほどの保健推進員事業のところなんですが、推進員の方に意見を聞いて廃止をされたということでしたが、廃止をすとかという意見を聞いたときに、何が意見の中に一番多かったわ

けですか。全く事業自体がないからやめにするとか、何かがあるから多分やめるとかというふうな形になったんだろうと思うんですが、そのあたりをちょっとお聞きいたします。

○沖村健康づくり推進課長

意見といたしましては、これまで顕在化していた課題等もございまして、例えば、これは合併時に市内でスタートしたもので、宇和とか城川であればもっと早い時期から旧町時代から行っていた事業でございます。

社会環境の変化といいますか、例えば受診勧奨などであれば、申し込み書を各対象者の方にそれぞれお持ちして受診をお勧めしたりしていたんですけども、家に行った際に人が日中はいないとか、例えば、表札がかかっていないお宅もたくさんあったりするなど、また、一番はやはり高齢化で、大体区長に委員を推薦していただくんですけども、非常にこれが困難になってきたなどの課題が主なものでございます。

○佐藤委員

今の説明では、推進員の方が高齢化をしてきて、家に行ってもいないとかというふうな形のことであったと今説明があったんですが、保健推進員の事業自体の部分というのをどのようにこれから行っていかうとされておるかをお伺いします。

○二宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時03分)

○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時04分)

○沖村健康づくり推進課長

ただいま質問のありました、どのような事業をどう対応していくかということでございますけれども、保健推進員の役割が4つございました。

申し上げますと、保健福祉行政の要望、問題点の発見及び情報の提供に努めること。

2点目、保健事業の周知と参加及び受診勧奨を行うこと。

3点目、保健事業の介助を行うこと。

4点目、推進員相互の親睦を図り、必要な知識を得るための研修会、講演会に積極的に参加することなどでございます。

廃止するまでに、私たちはこの件について、どのような対応ができるかということを考えまして、対応策としましては、まず1点目の保健福祉行政の要望・問題点の発見及び情報の提供に努め

ることに関しましては、西予市のホームページや広報などはもちろん、地区担当制を本市はっておりますので、それぞれ公民館だよりなどのより地域に密着したものを活用してお知らせをすること。あと、地区の公民館等で、担当職員が団体連絡協議会等に参加をして、またその場で参加された代表者の方たちからいろんな地域の課題とか状況をお聞きするようなこと。

2点目の受診勧奨を行うことにつきましては、申込書から郵送に切りかえをさせていただきました。あと、Web予約だとか、保健師による受診勧奨を行うこととしております。もちろん受診勧奨につきましては個別の通知をするようにしておりますので、そのような対応をさせていただきます。

3点目の保健事業の介助を行うことにつきましては、うちでは厚生連と保健協会の2つの健康機関をお願いしておりますけれども、そちらの機関のほうから対応することは可能であるということをお聞きいただいておりますので、これも問題がないかと思っております。

4番目の相互の親睦を図る、また、知識を得るための研修会、講演会に参加すると、これにつきましては、先ほど申し上げました1番で対応できるものと思っております。また、健康ポイント事業なども行っており、講演会だとか、そういったものへの参加を促せるのではないかと思っておりますので、学ぶ機会については、そのような対応の仕方をさせていただければと思っております。

○二宮委員長

ほかにありませんか。

○山本委員

私も推進員の事業に支障はないのか、具体的にどうされるのかをお聞きしたかったんですが、説明をお聞きしたので大体わかりました。

もう一つ質問があるんです。今コロナで特定健診の対応がとまっているんじゃないかと思うんですが、再開のめどは立っているんでしょうか。また再開されるとしたら市民への周知方法はどのような方法で周知されるご予定でしょうか。お伺いします。

○沖村健康づくり推進課長

市民向けの健診でございますが、コロナの感染が広がったということでしばらく延期をさせていただくということをお聞きしました。

早いもので6月11日から再開をするということで、その周知の方法につきましては、広報便等を使いまして各地区へ周知をしているところでございます。

ただなかなか健診機関と調整ができない部分もございまして、ちょっとそれに時間を要しておりますけれども、また決まり次第、個人通知などもしてまいりたいと思います。

今回、3密を回避するというようなことで、会場の集約をしなくてはならなくなりました。もちろん日程調整をすることで、これまでどおりの会場ではできないということもございましたが、そのような関係で、例えば、宇和町であれば宇和体育館などを活用して行うことにしております。それぞれのほか4町におきましても、体育館などを活用して健診を進める予定でございます。

○二宮委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」健康づくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時11分)

【福祉事務所】

【福祉課】

○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時15分)

次に、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」福祉課所管分を議題といたします。

池田課長の説明を求めます。

○池田福祉課長

それでは、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」のうち、福祉課所管分についてご説明申し上げます。

まず初めに、歳出予算について説明させていた

できます。予算書22ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費でございますが、今回の補正は、コミュニケーション支援事業の会計年度任用職員任用者の確定により、報酬、手当等を20万2000円減額するもの及び、職員の育児休暇取得期間確定により、障がい者福祉庶務事業の代替会計年度職員の報酬、手当等を151万円増額するものです。

続きまして、23ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、児童虐待関係事業の会計年度任用職員が確定したことにより、報酬、手当等52万8000円を減額補正するものです。

続きまして、25ページをお開きください。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費でございますが、こちらと同じく生活困窮者自立支援事業における会計年度任用職員の確定により報酬、手当等30万円を減額補正するものです。

なお、これに伴いまして、歳入予算、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金のうち、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金を22万5000円減額補正しております。

続きまして、予算書26ページをごらんください。

3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費でございますが、過年度災害救助費繰替支弁金返還金として219万1000円増額補正するものです。今回の補正は、平成30年7月豪雨災害に係る災害救助法第30条に基づく、災害救助費繰替支弁金において、愛媛県災害救助費繰替支弁金交付要綱第4条の規定により、精算、交付を受けて、その後の監査により返還するものでございます。返還金の内訳でございますが、主なものとして、災害事務費のうち職員の時間外勤務手当並びに消耗品等となっております。

続きまして、歳入予算でございますが、予算書9ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金836万4000円の増額補正のうち、福祉課所管分は15万4000円の増額補正でございます。

3節生活保護費国庫補助金の説明欄をごらんください。このたびの補正は、生活保護法の改正による日常生活支援住居施設の創設に伴い、当該施設への委託事務費を計上する機能等の追加のシステム改修が必要となり、政策推進課で計上いたし

ます歳出予算30万8000円のうち、生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金として計上するものでございます。

以上、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち、福祉課所管分のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○二宮委員長

池田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井委員

コロナが発生して生活保護が増えるということが、今全国的に出てるんですけども、西予市にはどのような傾向が出ておるかお尋ねをいたします。

○池田福祉課長

コロナの影響が心配されだした令和2年3月申請から5月末までに決定した生活保護の件数は8件でございます。昨年は9件ございました。生活保護の主な開始理由は、預貯金の減少・喪失、傷病による収入の減少などでございますが、コロナ離職による預貯金の減少・喪失で申請に至ったケースは今のところございません。

しかしながら生活保護申請までには至りませんが、コロナで生活困窮に陥ったため、相談にこられるケースはございます。今後、第2波、第3波が心配されますが、それにより経済活動に何かしらの大きな制限が再び大きくなった場合、生活保護申請者の増加も懸念されるところでございます。

○二宮委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○二宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」福祉課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○二宮委員長

挙手全員でございます。

原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時22分）

【長寿介護課】

○二宮委員長

再開をいたします。（再開 午前10時24分）

次に、議案第78号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮長寿介護課長

それでは議案第78号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は2点ございます。

1点目は、消費税及び地方消費税の10%引き上げに伴う介護保険料の軽減完全実施を図るものでございます。平成27年4月から消費税による公費を投入した所得の少ない方への保険料軽減を行う仕組みが設けられております。消費税率10%の引き上げが延期されたことに伴い段階的に行われてきましたが、今回の改正で完全実施となります。

この改正により、所得段階の第1段階から第3段階の方の介護保険料が軽減されます。令和2年度、第1号被保険者の1年間の保険料は、所得の第1段階の方は2万1300円となり、軽減前と比較しまして1万4100円の軽減、第2段階の方は3万5400円となり1万7700円の軽減、第3段階の方は4万9600円となり3,500円の軽減となります。また、所得の段階別の軽減対象者数につきましては、第1段階3,020人、第2段階2,716人、第3段階では1,947名を見込んでおります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号被保険者に係る介護保険料の減免を実施することができるよう本条例を整備するものでございます。

以上で、議案第78号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○二宮委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井委員

介護保険の減免が今度できるということなんですけども、全体3万7000人おる中で、2号を含めた40歳以上で介護保険を掛けている方が大体70%ぐらいの方がおられるわけでしょ。その中で、結局今度の軽減が当てはまる人は何%ぐらいになります。

○宇都宮長寿介護課長

現在のところは第2号被保険者、40歳以上の方について、長寿介護課で人数等をまとめておりませんので、即答することが今のところはできません。後ほど報告させていただいたと思います。

○酒井委員

今度軽減される部分について、西予市全体では総額幾らぐらいになります。

○宇都宮長寿介護課長

今回の第1段階から第3段階の方の軽減保険料ですが、総額で9746万9000円程度を見込んでおります。

○二宮委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第78号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

引き続き、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」長寿介護課所管分及び議案第89号「令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の2件を一括議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮長寿介護課長

それでは初めに、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」のうち、長寿介護課所管分につきまして、補正予算書に基づいてご説明を申し上げます。

歳出予算からご説明いたします。予算書の21ペ

ージをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目社会福祉施設費10万1000円を増額計上しております。これは会計年度任用職員、宇和福祉センター職員2名の任用職員確定に伴う報酬等の調整でございます。

次に、3目老人福祉費5330万8000円のうち、長寿介護課所管分につきましては、22ページの27節介護保険特別会計繰出事業4672万6000円を増額計上及び老人福祉庶務事業に従事する会計年度任用職員の任用職員確定に伴う給与費等の調整25万9000円を減額計上しております。介護保険特別会計繰出事業の内訳は、介護保険料の軽減拡充に伴う公費負担分4368万3000円を増額、人事異動に伴う職員給与費の調整312万円の増額、認定調査事業及び認知症総合支援事業に従事する会計年度任用職員の任用職員確定に伴う給与費等の調整193万9000円の減額と会計年度任用職員の任用に係る給与費186万2000円の増額でございます。

以上、歳出のご説明とさせていただきます。

続きまして、歳入予算のご説明をいたします。予算書の9ページをお開きください。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金2184万1000円を増額計上しております。これは、第1号被保険者の介護保険料軽減拡充分4368万3000円に伴う国庫負担2分の1に相当するものでございます。

続きまして、10ページをごらんください。

14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金1092万1000円を増額計上しております。これは、介護保険料軽減拡充分4368万3000円に伴う県負担4分の1に相当するものでございます。

以上で、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」長寿介護課所管分のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第89号「令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)」につきまして、補正予算書に基づいてご説明を申し上げます。

歳出予算からご説明いたします。予算書の8ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが498万2000円を増額計上しております。これは人事異動に伴う職員給与費312万円の

増額と職員の産前産後休暇及び育児休暇の取得による会計年度任用職員の任用に伴う報酬等186万2000円の増額でございます。財源は一般会計からの繰入金となります。

次に、1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費190万円を減額計上しております。これは会計年度任用職員、介護認定調査員10名の任用職員確定に伴い報酬等を調整するものでございます。財源は一般会計繰入金となっております。

続きまして、予算書9ページをごらんください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費につきましては、補正額はございませんが4342万1000円の財源を一般財源から特定財源に組み替えるものでございます。

続きまして、3款地域支援事業費、1項包括的支援事業・任意事業費、7目認知症総合支援事業費20万円を減額計上しております。これは、認知症総合支援事業に従事する会計年度任用職員の任用職員確定に伴い給与費を調整するものでございます。財源につきましては、公費等負担割合に応じて組み替えております。

以上、歳出予算のご説明とさせていただきます。

続きまして、歳入予算をご説明いたします。予算書6ページをお開きください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料4346万6000円を減額計上しております。これは、介護保険料軽減額の増額分でございます。内訳は、特別徴収保険料4151万6000円と普通徴収保険料195万円の合計4346万6000円を減額するものでございます。

次に、4款国庫支出金、2項国庫補助金、4目地域支援事業交付金7万7000円の減額計上及び、5款県支出金、5項県補助金、2目地域支援事業交付金3万9000円の減額計上でございますが、これは、認知症総合支援事業に従事する会計年度任用職員の任用職員確定に伴う給与費の減額20万円に対する国庫補助金及び県補助金の減額でございます。認知症総合支援事業の負担割合は、国38.5%、県19.25%、市19.25%、第1号被保険者の介護保険料23%となっております。

続きまして、予算書の7ページをごらんください。

8款繰入金、1項一般会計繰入金4672万6000円を増額計上しております。これは、2目その他一般会計繰入金308万2000円の増額につきましては、1節職員給与費等繰入金、人事異動による介護保険係8名分の給与費調整分312万円の増額補正及び、2節事務費繰入金3万8000円を減額するものでございます。事務費繰入金の内訳は、職員の産前産後休暇及び育児休暇の取得に伴う会計年度任用職員の任用に係る給与費186万2000円の増額と会計年度任用職員の介護認定調査員10名の任用職員確定に伴う報酬等190万円の減額によるものでございます。

次に、3目低所得者保険料軽減繰入金4368万3000円の増額計上につきましては、第1号被保険者に係る介護保険料の軽減拡充分でございます。軽減された保険料は、国2分の1、県4分の1、市4分の1の割合で負担することとなっております。

5目地域支援事業繰入金3万9000円を減額計上しております。これは認知症総合支援事業に従事する会計年度任用職員の任用職員確定に伴う給与費の減額20万円に対する市負担19.25%に相当するものでございます。

続きまして、8款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金26万2000円を減額計上しております。これにつきましては、介護保険料の軽減拡充分に伴う未収金見込み21万7000円の減額及び、認知症総合支援事業に従事する会計年度任用職員の任用職員確定に伴う給与費20万円の減額に対する第1号被保険者の負担分19.25%に相当します4万5000円の減額でございます。

以上で、議案第89号「令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてのご説明とさせていただきます。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○二宮委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより本案2件について一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

6ページ、第1号被保険者保険料の減額になっている4346万6000円については先ほど説明があった分を加味した予算減額ですか、それとも加味し

てない予算減額ですか、1号について減額にされる条例を先ほど可決しましたけれども、それが入ってるのか入ってないのか。総額で9000何ぼ言いましたか、それが、この4346万6000円の予算の中に入ってるのか入ってないのか、それを確認させていただきます。

○宇都宮長寿介護課長

今回の補正予算額、保険料の減額につきましては、消費税及び地方消費税の10%の完全実施分については補正予算での計上しております。

またもう1点の改正、コロナウイルスの影響につきましては、この条例を整備した後に要綱等を整備し、7月の初旬ごろから申請を受け付けいたしますので、コロナウイルス影響に伴う保険料の減額分は今回の補正では見込んでおりません。

○酒井委員

ということはこの4346万6000円については、今条例改正した分の9000何ぼは入っていないと。

○二宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時44分)

○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時45分)

○宇都宮長寿介護課長

当初予算で介護保険料の減額につきましては5378万6000円を見込んでおりました。今回の完全実施により、補正予算といたしまして4368万3000円の減額を増加しておるものでございます。あわせて、減額前の保険料と比較しますと9746万9000円の減額となります。

○二宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まずは、議案第87号についてお諮りをいたします。

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」長寿介護課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第89号についてお諮りをいたします。

議案第89号「令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時46分)

【子育て支援課】

○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時48分)

次に、議案第75号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松田課長の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

議案第75号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に、小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものでございます。本市における放課後児童健全育成事業につきましては、社会福祉法人が運営する施設が7カ所、株式会社が運営する施設が1カ所、NPO法人が運営する施設が1カ所の合計9カ所になります。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことによるものであります。

改正内容につきましては、放課後児童支援員が終了しなければならない放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、これまで、都道府県知事または指定都市の長が実施していた当該研修につきまして、新たに中核市の長を実施者として加えるため、条例を改正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○二宮委員長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

明浜町の学童保育、まだ完全に工事ができてないわけですが、見通しはいつごろになるかわかりますか。

○松田子育て支援課長

明浜支所の建設課及び県が担当しております裏の工事になるかと思うんですが、その工事の県事務所等とも連絡をとりながら実施しているんですけども、保護者の送迎になりますので、後ろの道路ができ上がって完全に安全を確認した上で再開を考えております。

○酒井委員

これは総務課の関係になるんですけども、今現在使ってるところは俵津脇地区の集会所を使っています。先般集会所の数の調査をしましたら、総務課の集会所の数に入っていないんです。地元の人たちは集会所を貸してるんだからあくまでも集会所であるという意見がございます。それは部長のほうで、やはりあれは一時的に借りている部分であって、頭から集会所の数を外して、学童保育施設に数としてされるのは、住民感情としては納得いかない。そしてもしそれでやるんだったら、ただいまのところ集会所は何年も皆さん使ってません。それは無償で貸してるんで、そのあたりの部分は、貸してる地域住民の気持ちも酌むような行政側の発表でありたいと思います。部長いかがですか。

○藤井福祉事務所長

この件に関しましては、以前酒井委員からもお話を承っておりますので、総務部のほうと十分に検討させていただきたいと思っております。所管が向こうになりますので、私からはっきり明確なお答えができないんですが、そのようにさせていただきたいと思っております。

○二宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

○山本委員

放課後児童健全育成事業市内9カ所と言われま

したけどもその在籍児童数はどのぐらいかわかりますか。

○松田子育て支援課長

4月1日時点で確認しております児童数についてお伝えさせていただいたと思います。宇和地区には、5カ所プラス1カ所増えましたので6カ所のクラブとなっております。順に言いますと、トトロクラブ42名、下宇和にあります明下田クラブが38名、中川にありますななほし中川が42名、うわまち未来こども園の中にありますなかよしクラブが40名、新たに開設されましたてっぺん広場が5名となっております。それと三瓶ですが、三瓶福祉会が経営されておりますすこやか児童クラブが42名、そしておれんじクラブが14名、野城総合福祉協会が委託しておりますのむらキッズ、しろかわキッズがそれぞれ59名と21名、合計で303名となっております。

○山本委員

ちなみに指導者の先生といえますか、それで足りていますか。

○松田子育て支援課長

指導員の職員数の数につきましてご報告いたします。4月1日現在、9つのクラブで合計74名の方が業務に携わっていただいております。そのうち、今回の支援員は51名となっております。通常ですと、その中でやりくりをしていただいているんですけども、今回の新型コロナウイルス感染症により学校が休業になった際に、朝から学童クラブは開設をさせていただきました。確かに家で見ていただける方はご協力もいただいたんですけども、開設するという事は、それだけ支援員が朝から通常よりも倍の仕事量になったということで、支援員だけではなかなか厳しいということで、教育委員会とご相談をさせていただきました。教育委員会の命令でもって生活支援員のご協力をいただくことができました。

○二宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第75号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の

挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第76号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松田課長の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

議案第76号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が事業を実施する際、遵守しなければならない運営に関する基準を定めたものであります。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことによるものであります。

改正内容といたしましては、市が認けております地域型保育事業の対象園児はゼロから2歳児であるため、卒園後の受け皿となる連携施設を設ける必要がありますが、さまざまな対応策の活用や市の調整等により、引き続き必要な教育・保育の提供を受けることができるよう必要な措置を講じている場合、卒園後の連携施設の確保は不要とするよう本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○二宮委員長

松田課長の説明は終わりました。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第76号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

原案どおり可決することに決しました。

引き続き、議案第77号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松田課長の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

議案第77号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

家庭的保育事業等として、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業類型があり、本市において、本条例に該当いたしますのは、事業所内保育事業を実施するスマイル保育園及び本年7月に開園予定の小規模事業所あおなみとなります。

本条例は、実施事業者が事業を実施する際、遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定めたものであります。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことから、その基準に基づき本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、議案第76号と同様に、家庭的保育事業者等に確保を求める連携施設について、地域型保育事業所卒園後も引き続き必要な教育・保育の提供を受けることができる場合には、受け入れ先の連携施設の確保を不要とするもののほか、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確にするため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○二宮委員長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

議案第77号「西予市家庭的保育事業等の設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

原案どおり可決することに決しました。

引き続きまして、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」子育て支援課所管分を議題といたします。

松田課長の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

それでは、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」の子育て支援課所管分につきまして、補正予算書に基づきご説明を申し上げます。

予算書の23ページをごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1007万5000円の増額補正でございます。

事業概要をごらんください。増額分につきまして先に説明させていただきます。

児童扶養手当支給事業でございますが、例年8月実施の現況届につきまして、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、窓口での密閉、密集、密接の3密の防止及び対象の方の来場負担防止のため、郵送及び電話連絡での申請とするため、返信用の郵便料等に要する21万8000円を増額するものでございます。

次に、児童福祉施設整備事業でございますが、令和2年4月から民営化いたしました高山保育所につきまして、施設の老朽化及び大規模災害への対応の観点から、運営法人の西予総合福祉会は、令和3年4月からの開園を目指し、明浜支所敷地内に移転新築する費用に対して、国及び市負担分を補助金として支出するものでございます。今回の補正は、実施設計による事業費が確定し、当初、建築事業費を1億円で計上しておりましたが、賃金、資材の高騰により2238万2000円の事業費増額により、補助金845万円を増額補正するものでございます。財源につきましては、国の保育所等整備交付金585万円、市負担分260万円につきましては過疎対策事業債対応でございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策事業でございますが、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等感染防止策として、国の保育対策総合支

援事業、緊急環境整備事業及び子ども・子育て支援事業等の補助金を活用し、感染防止対策を進めているところであります。今回の補正は、放課後児童クラブ等で購入要望の空気清浄機の価格が、当初の見積りの約2.5倍に高騰していることにより236万円を増額するものでございます。財源につきましては国の10分の10の補助でございます。

次に、減額につきまして説明いたします。事業概要をごらんください。

会計年度任用職員給与費につきまして、任用者が決定し給与が確定したことによる95万3000円の減額補正でございます。なお、この中には、福祉課でも説明がありました児童虐待関係事業も含めての95万3000円の減額補正をしております。

続きまして、24ページをごらんください。

2目児童措置費26万1000円の増額補正でございます。事業概要の児童手当支給事業でございますが、児童扶養手当と同様に、新型コロナウイルス感染症防止のため、保護者の来庁の負担軽減のため、現況届を従来の来所申請から郵送での申請とするため、申請に係る郵便料等62万4000円を増額するものでございます。

会計年度任用職員給与費につきまして、任用者が決定し給与が確定したことにより36万3000円の減額補正でございます。給与費の財源につきまして、10分の10の補助でございますので、子ども・子育て支援事業費県補助金につきまして同様に減額となります。

次に、3目母子福祉費5,000円の減額補正でございます。事業概要、ひとり親家庭医療費助成事業につきまして、児童扶養手当、児童手当等と同様に、新型コロナウイルス感染症防止のため、及び保護者の来庁の負担軽減のため、更新及びひとり親受給者証の発行を従来の来所から郵送とするため、申請に係る郵便料等21万2000円を増額するものでございます。

会計年度任用職員給与費につきまして、同様に任用者が決定し給与が確定したことにより21万7000円の減額補正でございます。

以上、令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）子育て支援課所管分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○二宮委員長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山本委員

23ページの新型コロナウイルス感染症対策事業ですけれども、先ほど空気清浄機が2.5倍になっておるといふようなことを聞いたんですが、空気清浄機だけの購入の金額なんでしょうか。だとすれば何台購入の予定なんでしょうか。

○松田子育て支援課長

今回の補正に係るものにつきましては、本当に急激に上昇した、というのが特殊な機能がある特定の空気清浄機を希望されておりますので、特に放課後児童は、なかなか密集的なものを完全に防止することができないので、放課後児童クラブに入れるということで予算計上が今回ありました。現在希望が出てるのは5つの事業所の空気清浄機の上昇になります。主なものは、放課後児童クラブだったんですが、ほかの私立保育園にも入れるので全部で18台です。

○山本委員

要らんことですが、2.5倍になったお金を使ってでも子どものために買うということですね。

○松田子育て支援課長

うちのほうでどのようにというふうなのは、各経営、委託している事業所の考えもありますので何とも言えないんですが、国の基準の50万円を超えないようにという中でお願いしているというふうになります。

○二宮委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結いたします。

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」子育て支援課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

原案どおり可決することに決しました。

以上で、生活福祉部、福祉事務所関連の審査は終了となります。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時14分)

【医療介護部】

【医療対策室】

○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前11時22分)

これより医療介護部の審査に入ります。

まず、山岡医療介護部長よりご挨拶をいただきます。

○山岡医療介護部長

山岡医療介護部長挨拶を行う。

○二宮委員長

それでは議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」医療対策室所管分を議題といたします。

亀岡室長の説明を求めます。

○亀岡医療対策室長

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」について、医療対策室関係予算のご説明を申し上げます。

歳入につきまして、補正予算書12ページをお開きください。

本年度当市が当番となっております小児在宅当番医運営事業の負担金としまして、委託日が1日追加になったことによります各市町の負担金が4万6000円増えたことによります増額補正となっております。

続きまして、補正予算書26ページをお開きください。

先ほどの歳出側ですが、小児在宅当番医制運営事業委託料としまして、12月31日に担当診療所を1カ所追加したことによります充当した各市町の負担金、そして当市分を合わせて6万3000円を増額補正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○二宮委員長

亀岡室長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」医療対策室所管分について、原案

に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時28分)

【病院】

○二宮委員長

再開を告げる。(再開 11時29分)

次に、議案第79号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

大塚事務長の説明を求めます。

○大塚西予市民病院事務長

それでは審査していただきます議案第79号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」説明させていただきます。

西予市民病院、野村病院の両市立病院では、愛媛県の要請を受け、新型コロナウイルス感染症の対応として、帰国者・接触者外来を設置し、感染が疑われる方の診察やPCR検査の検体採取等を行っております。また、西予市民病院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条に規定する第二種感染症指定医療機関の指定を受けており、新型コロナウイルス感染症患者の疑い患者や疑いのある患者の入院を受け入れる体制をとっております。野村病院は、感染症指定医療機関ではありませんが、状況によっては入院を受け入れることも想定しておるところです。

新型コロナウイルス感染症に対し、医療従事者は自身の感染リスクはもちろん、家族等への感染を広げる不安など、平常時には想定されない心身に大きな負担がある業務に従事していることから、総務省から新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用についての通知が発出されましたが、現在の西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の規定では、新型コロナウイルス感染症にかかわることが想定される全ての職員に対して、この危険手当を支給することができません。

事前に配信させていただきました条例案の新旧対照表をごらんいただいたらと思います。

改正は条例第6条第3項の規定についてであり

ます。具体的には、現在の規定では、新型コロナウイルスにかかわる業務については、第二種感染症指定医療病床2床に従事する医療技術員、看護師、准看護師のみが支給対象であります。第二種感染症病床を設置していない野村病院は対象外になりますし、両病院とも、帰国者・接触者外来等で感染症患者にかかわる職員は、現在の条例では支給対象にすることができません。

そのため、支給対象に係る規定を「感染症患者又は感染症の疑いのある患者の診療、看護等又は感染症菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事する職員」という規定に改め、新型コロナウイルス感染症患者等にかかわることが想定される全ての職員を支給対象にできるよう本条例を制定するものであります。また、新旧対照表の末尾でございますが、附則におきまして、条例の適用は、国内で新型コロナウイルスの感染が始まり始めた令和2年2月1日からとし、これまでに従事した業務についても手当支給の対象としたい考えでございます。

なお、条例改正の議決をいただいた後に、規則の改正を行い、具体的な支給要件等を定める予定でございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○二宮委員長

大塚事務長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

議案第79号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第91号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

大塚事務長の説明を求めます。

○大塚西予市民病院事務長

それでは、議案第91号「令和2年度西予市病院

事業会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の対応に伴う補助金及び経費の増額を行うものでございます。

まず、西予市民病院分の予算案についてご説明いたします。お手元の西予市民病院事業会計補正予算書22ページをお開きください。

収益的支出、1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費、15節賃借料237万2000円でございます。西予市民病院に新型コロナウイルス感染症患者または感染が疑われる患者が入院することになった場合に、感染症病床で診療、看護等に従事する病院職員が、自宅に感染した場合に重篤化する危険が高い高齢者や慢性疾患のある家族がいるなどの理由で、自宅への帰宅に不安を感じる場合に利用する職員のための宿泊施設の借上料を計上しております。

続いて、21ページへお戻りください。

収益的収入、1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金1190万1000円でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする一般会計補助金でございます。今回計上する宿泊施設借上料のほかに、補正第1号で計上いたしました防護服、マスク、消毒用アルコール等の購入に充当するものでございます。

続いて、予算書23ページをお開きください。

資本的収入、1款資本的収入、5項補助金、1目一般会計補助金246万5000円でございますが、先ほどと同じく、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする一般会計補助金です。補正第1号で計上いたしました空間除菌清浄機、情報通信機器、発熱外来外部仮設通路工事の経費に充当するものであります。

詳細につきましては、事前に配信しております予算資料の2ページをごらんください。

補正予算第1号及び第2号で計上しております経費の一覧表になります。今回支出で計上しておりますのは、ピンク色に色づけしております13番医療従事者宿泊施設借上料です。この借上料も含め、収入では、第1号で計上いたしましたそのほか1番から18番の全ての経費の財源を収入として一般会計から繰り入れをしております。収入の内訳が資料のとおりとなります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○松末野村病院事務長

続きまして、野村病院分についてご説明を申し上げます。

今回の補正ですが、野村病院につきましても、新型コロナウイルス感染症対応に伴う補助金及び経費の増額を行うものでございます。予算書26ページをお開きください。

1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費、15節賃借料97万5000円を増額しております。野村病院では、愛媛県の要請を受け、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の診察及び検体を採取する帰国者・接触者外来を設置しておりますが、現在の施設が狭小であることから、施設を拡張するため、プレハブを借り上げるための賃借料を増額するものでございます。

25ページにお戻りください。

1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金97万5000円を増額するものでございます。これは、帰国者・接触者外来を整備するための財源として増額するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする一般会計からの繰入金でございます。

次に、28ページをお開きください。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目固定資産購入費、2節備品購入費41万円を計上しております。これは、帰国者・接触者外来で診察及び検体を採取する医師及び看護師等の安全を確保するための空気清浄機を整備するための備品購入費でございます。

次に、27ページにお戻りください。

1款資本的収入、5項補助金、1目一般会計補助金、1節一般会計補助金41万円を計上しております。これは、帰国者・接触者外来で空気清浄機を整備するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする一般会計繰入金でございます。

以上で、野村病院分の説明を終わります。ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○二宮委員長

西予市民病院、野村病院の大塚事務長、松末事務長からの説明は終わりました。

これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

○山本委員

22ページの賃借料308泊の予定の237万2000円ですけれども、5,500円と食事2,200円というふうな資料を見せていただいたんですが、市内の宿泊施設を予定ですか。

○大塚西予市民病院事務長

市内の施設を予定しております。実際に既に協定等結ばせていただいておりますが、新型コロナウイルスを診察した職員等が宿泊ということで、いろいろご迷惑をおかけしてはいけませんので、この場で説明は公表いたしません、市内の宿泊施設と協定を締結させていただきました。

○二宮委員長

ほかにご覧いませんか。
委員長交代をいたします。
(委員長交代)

○二宮委員

一般質問で山岡部長に質問の予定やったんですけどもちょっとできませんでしたので、1点だけ質問させていただきます。

今回のコロナウイルスで、厚労省も今までのオンライン診療を初診から行うなど、いろいろな施策を進めてきたわけですけれども、私はふと思ったのは、私がいろんな病院に行かせていただくときに、介護施設の方が入所者の方を病院に連れてこられますよね。だからその人達はどうしてるのかなあとということで、オンライン診療があったらいいんじゃないかなというふうなことをちょっとふと思ったんですけれども、両市立病院で、今回そういう社会福祉施設からリモート診療うかオンライン診療の要望がなかったのかどうか、まず1点お伺いしたいなと思うんですけれども。

○大塚西予市民病院事務長

介護施設からオンライン診療の要望がなかったかのご質問でございますが、実際のところオンライン診療としての依頼はございませんでした。

○二宮委員

私がちょっと介護施設に確認したときには、電話等での診察というのはやってもらったりもしたりいろいろしてるというのも聞いたんですけれども、今回国からいろんな補正予算とかがきてるわけで、介護施設も介護従事者がいろいろ人材的に厳しいという今状況の中で、今回、せっかくいう

たら悪いんですけども、こういうコロナ関係で予算がいただけるときに、リモート診療とか、オンライン診療が、特に介護施設なんかで状況を整えてあげれば、今後介護施設も楽だし、病院もその分診療に割く時間も効率がよくなったりということになるんじゃないかなと思うんですけれども、その点は方向性としてなんですけれどもいかがでしょうか。

○山岡医療介護部長

オンライン診療ということですけども、先ほど二宮委員言われたように、通院の負担解消というメリットがある一方で、触診、さわってとか、聞いてとか、各種検査を実際に行えないということがございます。対面診療に比べて、医師が得られる情報が少ないというデメリットとオンライン上でする場合の個人情報の保護という課題があります。そのために、オンライン診療を実施するには安全性とか、必要性、有効性の確保、それぞれさまざまな要件が定められているところです。

今回のコロナウイルスの感染拡大によりまして、医療機関の受診が困難になることを鑑みて、時限的な特例的な取り扱いとして、4月から初診そしてまた電話でもということで、そういったことを用いた診断が、また処方、医薬品の処方が可能となっています。

現在両市立病院では国が示しております管理ソフト、あるいは専用アプリを用いてのオンラインシステム、診療システムは現在のところ導入はできておりません。現状での対応は電話のみでは、今回の扱いの中で行っているところです。

ただ先ほど申しましたように、音声情報だけの限られた情報ですので、そういった正確な診断が行えないという判断によって、現在では治療中の慢性疾患を抱える患者に対しての医薬品のみの処方を行っているところです。また、慢性疾患患者に対する医薬品については、できるだけ長期投与して、なるべく受診間隔をあけるというようなことも今回の中でしているところです。

今後感染が終息したときには、この時限的な扱いが廃止になって元の規制が適用されることになるとは思うんですけど、診療の基本というのは対面診療で、いろんな情報、患者の容態や症状を把握して、細やかな医療を提供していきたいというのを基本的には考えているところです。

ただ一方で、時代の変化とか先ほど言われたよ

うなこともございますので、そういったような要請にこたえるように、今後実現をするように検討していきたいと思っております。

特に、介護施設からの関係ですけど、先ほど委員言われたような事例、先ほど、事務長が実例がないと言ったのは、薬局まで処方届けた分についてはないですけど、こちらに取りにこられる分では、そういった電話による対応はあったかというふうに聞いております。言われたように、そういったことを実施すると通院の回数減らせたり、医師も往診の負担軽減、あるいはその施設の方がこちらへ来る事の時間も減ってくるということで働き方改革にもつながるという理解しています。

ただ高齢者は、状況が急変され重篤化するリスクも高いために、対面診療も重視していくことは大事かなというふうに考えております。そういった高齢者に対するオンライン診療、高齢者だけじゃないと思いますけど、メリットデメリットを検討して、先ほど言いましたように前向きに実施できるように検討してまいりたいと思います。

○二宮委員

特に介護施設は、看護師が常駐していただいることも多いと思いますし、私は、全体的にはもうオンライン診療に進んでいくんだろうと、長い目で見れば、でもとりあえず一番急ぐところが社会福祉施設かなというふうなことで、災害でもそうですけども、災害、そういうことが起こることは本当に悲しい事ですけども、それをきっかけに次の新たなシステムをつくるということがやっぱり行政の知恵ではないかと。それが市民サービスではないかなと思いますんで、ぜひ今部長も前向きにという答弁いただきましたので、両病院また医療対策室でそういう検討もしていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

(委員長交代)

○二宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井委員

今度のコロナに関して医療対策室ともども両病院とも、非常に大変なご苦労をなさってるんだろうと思います。

先ほどの説明ありましたようにまだ公開できないことも多々あると思いますので、心痛さし余りますが、これから特に現場におられる先生、看

護師大変だろうと思います。何らかの形で敬意を表したいと思っておりますけれども、この先でございますので、これからもひとつ、第2波、第3波に対しての対応、それぞれ心構え、先ほどありましたようにオンラインの診療だとか、いろんな方策が、これから生活様式、診療様式によって変わってくると思います。そのあたりにつきましても先進的な対応を行政側からもしていただくようお願いを申し上げます。

○二宮委員長

答弁は要りませんか。

○酒井委員

答弁は部長の決意をみせて欲しいと思います。

○山岡医療介護部長

私冒頭申しましたように、精いっぱい努めて、そういったことを解消できるよう努めてまいりたいと思います。

○酒井委員

私が言ってるのは事務方の人たちとの、そして現場における病院の先生、看護師との接点に対して心のつながるようなシステムをひとつお願いしたいと、そっこのほうで言ったつもりでございますので、ひとつその点は誤解のないように、我々見えないもんですから、先生方や看護師がどれだけの心労、辛苦をしているのか、そのあたりが見えないもんですからこういう発言をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○二宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○二宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第91号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○二宮委員長

挙手全員でございます。

原案通り可決することに決しました。

以上、本委員会に付託をされました議案につきまして審査が全て終了をいたしました。

これにて閉会をいたします。

閉会 午前11時58分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長